

平成 27 年度 標準役員報酬について

平成 27 年度の標準役員報酬については、次のとおりの額とし支給することとしたいので、定款第 13 条第 1 項第 1 号チの規定により議決を得たい。

(単位 万円)

役 職	月額報酬	期末報酬 (各期)	年間報酬額
会 長	211	280	3,092
副 会 長	183	247	2,690
専務理事	160	220	2,360
理 事	149	209	2,206

(注) 上期の期末報酬については、経営委員会が行う役員の前年度の業績評価の結果により、年間報酬額の 10% を上限に増額または減額することがある。ただし、減額は期末報酬額を限度とする。